

2023年4月1日

社員各位

管理本部

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

会社は安全配慮義務を遵守し、従業員の仕事と個人生活の両立を図り、心身ともに健康で生き活きと働くことができる環境をつくることで、すべての従業員が自らの能力を十分に発揮できるようにするため、次の通り行動計画を策定する。

1. 基本方針：①過重労働の防止（安全配慮義務に関するコンプライアンスの遵守）
②タイムマネジメント（仕事の効率を考えた時間管理）の推進
③ワークライフバランスの推進（仕事と個人生活の両立）
2. 計画期間：2023年4月1日から2025年3月31日までの2年間

3. 計画内容

目標1. 時間外勤務の削減（残業削減に関する意識付け）

- 対策：①ノー残業デーの各部署毎の実施
②勤怠システムによる就業管理
③過重労働が懸念される従業員について、当該従業員の上司へ報告と指導を実施

目標2. 精勤休暇（年次有給休暇）取得の推進

- 対策：①計画的付与制度の実施
- ・4月～9月の取得日数が基準取得日数（5日）未満の場合、3月末までに取得できるように計画書を作成し、当該日数を取得。
 - ・社員平均取得日数が年間5日以上となるように、定期的に取得の啓蒙を行う。
 - ・全社員につき当該年度の付与日数70%以上の取得を目標とする。

目標3. 育児短時間勤務の弾力運用の検討

- 対策：①ニーズに対応した勤務パターンの検討
②育児短時間勤務制度の見直し実施

以上